

VI 発生段階別の対応

1 新型インフルエンザ発生前の段階（国計画におけるフェーズ3A、フェーズ3B）

(1) サーベイランス

- ・ 現行の感染症発生動向調査において、定点医療機関（患者定点及び病原体定点）から報告されるインフルエンザの発生動向に十分注意を払い、異常兆候の早期把握に努める。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- ・ 学校・施設での集団発生をモニターしているインフルエンザ様疾患集団発生報告についても注視する。（保健薬務課、保健所）
- ・ インフルエンザ（H5N1）及びヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- ・ フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス及び症候群サーベイランスについて、国が策定する対象医療機関基準に基づき、選定機関のリストを作成する。（保健薬務課）

(2) 情報提供・相談

- ・ 通常インフルエンザ予防情報について、ホームページ等に掲載し、一次予防の徹底を周知する。（保健薬務課）
- ・ 現行の感染症発生動向調査におけるインフルエンザの発生動向（定点報告）について、「山形県感染症発生情報」により情報提供（毎週）を行う。（保健薬務課、衛生研究所）
- ・ 新型インフルエンザに関する一般的な情報について、ホームページ等に掲載するとともに、報道機関を通じて情報提供を行う。（保健薬務課、衛生研究所）
- ・ 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、新型インフルエンザに関する情報について周知する。（保健薬務課）

(3) 県民・事業者等への感染拡大防止要請、対応及び支援

ア 学校

- ・ 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。（スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校）
- ・ 通常インフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行する可能性があり、医療機関への負荷軽減を図るため、通常インフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。（スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校）

- ・ 流行期に教職員が複数発症した場合の管理体制の検討を行うよう要請する。
(スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課、教育やまがた振興課⇒学校)
- ・ 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課、教育やまがた振興課、エコ農業推進課、家畜保健衛生所⇒学校)

イ 事業所

- ・ 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。
(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行する可能性があり、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 流行期に従事者が複数発症した場合の業務体制の検討を行うよう要請する。
(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(エコ農業推進課、家畜保健衛生所、関係各課⇒養鶏場等、事業者団体⇒事業所)

ウ 社会福祉施設

- ・ 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。
(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行する可能性があり、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 流行期に従事者が複数発症した場合の管理体制の検討を行うよう要請する。
(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(健康福祉部、エコ農業推進課、家畜保健衛生所⇒社会福祉施設)

エ 大規模イベント、興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- ・ 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。
(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

オ 在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）

- ・ 市町村広報、ホームページ等により、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。（健康福祉部⇒市町村⇒対象者）
- ・ 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行する可能性があり、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。（健康福祉部⇒市町村⇒対象者）
- ・ 流行期の生活支援のあり方について検討を行う。（健康福祉部⇒市町村）
- ・ 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。（健康福祉部、エコ農業推進課、家畜保健衛生所⇒市町村⇒対象者）

カ 海外渡航、観光客、駐在員

- ・ ホームページ等により、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の周知を行う。（県民文化課国際室⇒渡航予定者）
- ・ 駐在員が感染した場合を想定し、駐在先の診療所等で抗インフルエンザウイルス薬の投与が可能な体制の検討を行うよう要請する。（工業振興課、商業経済交流課⇒事業者団体⇒事業所）

キ 一般家庭

- ・ 通常のインフルエンザと同様、各個人が帰宅時の手洗い、うがい、外出時のマスク着用により感染防御に努めてもらうことが、健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを理解してもらうよう、市町村と連携して周知する。（保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭）
- ・ 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行する可能性があり、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう、市町村と連携して周知する。（保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭）
- ・ 人のインフルエンザと鳥インフルエンザの集合により新型インフルエンザが発生することを防止するため、野鳥との接触を回避するよう周知する。（保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭）

ク 野鳥関係

- ・ 狩猟捕獲した鳥類を解体する際には手袋等を着用するなど鳥インフルエンザの感染防止に努めるよう周知する。（みどり自然課⇒狩猟団体等）
- ・ 同一地点で多数の野鳥の死亡が発見されるなど、不自然な死に方により鳥イ

インフルエンザの感染が懸念される場合、野鳥の死骸を回収して検査する。(エコ農業推進課、家畜保健衛生所)

(4) 医療体制

ア 医療機関等との連絡調整

- a 感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む）
- ・ 県内発生段階（フェーズ5B）において、感染拡大を封じ込めるため、感染症病床での優先的治療を行うよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - ・ 県内発生段階（フェーズ5B）及び流行期（フェーズ6B）において、外来患者の振り分け（トリアージ）を行うため、発熱患者専用外来を設置するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - ・ 感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関）は下記のとおりである
 - 第1種感染症指定医療機関 施設数：1 病床数：2
山形県立中央病院（2床）
 - 第2種感染症指定医療機関 施設数：4 病床数：16（陰圧施設・別棟）
山形県立河北病院（6床・別棟）
山形県立新庄病院（2床・陰圧施設）
公立置賜総合病院（4床・陰圧施設）
山形県立日本海病院（4床・陰圧施設）
 - 結核病床を有する医療機関 施設数：1 病床数：50（陰圧施設）
独立行政法人国立病院機構山形病院（50床・陰圧施設）
- b 感染症指定医療機関以外の二次医療機関
- ・ 県医師会と連携し、流行期（フェーズ6B）における中等度・重症患者の入院医療（病棟単位又はフロア単位で新型インフルエンザ患者を管理できる体制）の準備を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - ・ 流行期（フェーズ6B）において、できる限り、通常の外来診療棟とは別棟に発熱専用外来を設置する、あるいは病院建物外に陰圧テントを設置するなど、外来患者の振り分け（トリアージ）が適切に行われるよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- c 一次医療機関
- ・ 県医師会と連携し、流行期（フェーズ6B）における軽症患者等の外来医療の準備を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - ・ 外来治療にあたっては、感染拡大を防止するため、発熱患者とそれ以外の

患者の診療時間を別にするなどの対応について考慮するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

イ 医療スタッフ確保・予防対策

- ・ 流行期（フェーズ6B）における医療スタッフの不足に備え、各医療機関に対し、業務体制の検討を行うよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 県看護協会と連携し、離職者・退職者等の応援を含め、医療スタッフ確保の体制整備を図る。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 各医療機関に対し、医療スタッフの感染予防対策（感染症管理の知識の習得）を徹底し、罹患を未然に防ぐよう要請する。(保健薬務課)

ウ 患者移送体制整備

- ・ 県内発生段階（フェーズ5B）及び流行期（フェーズ6B）における患者移送の方法（N95等のマスク・ガウン等の着用やアルコール等による消毒の徹底、移送従事者への通常のインフルエンザワクチン予防接種や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について消防本部と調整を行う。(保健薬務課、総合防災課)

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量について、厚生労働省が示す備蓄目標量及び備蓄方法等を踏まえて確保に努める。(保健薬務課)

オ 新型インフルエンザワクチン

- ・ 厚生労働省の新型インフルエンザワクチン接種に関する基本方針及び接種実施ガイドライン（国作成予定）に基づき、新型インフルエンザワクチンの接種計画を整備する。(保健薬務課)
- ・ 国の新型インフルエンザワクチンの開発状況等を踏まえ、新型インフルエンザの医療及び患者移送等に関わる医療従事者、社会機能維持者の数を把握し、緊急にワクチンを接種する必要がある者の全数を把握する。(保健薬務課)

(5) 県の組織体制

- ・ 流行期に職員が複数発症した場合の業務体制を検討する。(各所属)